

稻沢市観光基本計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稻沢市観光基本計画推進委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 稲沢市観光基本計画（以下「計画」という。）に基づく取組を実行し、本市における観光まちづくりの推進に資するため、稻沢市観光基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の確認及び成果の検証に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) 観光まちづくりの推進に向けた助言に関すること。
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光関係団体の代表者
- (3) 観光関係事業者の代表者
- (4) 観光関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、原則公開とする。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に關係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済環境部商工観光課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。